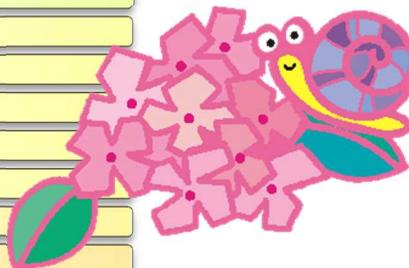


平成29年度 全国安全週間
労働基準監督官による立ち入り調査等の結果
平成28年の申告事案処理状況について
非正規雇用労働者待遇改善支援センター
「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」が開催されました
S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーン
障害者の就職状況について
6月は「外国人労働者問題啓発月間」です!
静岡県有効求人倍率 (平成29年4月内容)



## 平成29年度 全国安全週間

健康安全課 054-254-6314

(スローガン)

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動未来へつなげよう安全文化**

(本週間 7月1日~7日 準備期間 6月1日~30日)



全国安全週間は、今年で90回目を迎えます。

平成28年の労働災害については、死亡災害は全国では2年連続で1,000人を下回り、静岡県では前年より9人減少し、平成25年と同数の25人で過去最少となりました。

しかしながら、休業4日以上労働災害は全国的には1.4%、静岡県では1.5%前年より増加しました。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組みが労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全当事者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におかれましても、全国安全週間及び準備期間中に上記のスローガンのもと、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者一人一人の安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成していただくをお願いします。

## 労働基準監督官による立ち入り調査等の結果

監督課 054-254-6352

実施件数 3,498事業場  
(業種別)

- ①建設業 1,360事業場
- ②製造業 1,188事業場
- ③商業 317事業場

違反事業場数 2,273事業場  
(業種別)

- ①製造業 934事業場
- ②建設業 651事業場
- ③商業 233事業場

違反率 65.0% (違反率は上記項目「2」÷「1」で算出)  
(内容別)

- ①労働時間847事業場… (違反率24.2%)
- ②安全基準638事業場… (違反率18.2%)
- ③健康診断599事業場… (違反率17.1%)

定期監督等を実施した3,498の事業場のうち、65%の事業場で法違反が認められました。昨年とほぼ同率であり、未だ高い水準にあります。

本年度静岡労働局では、昨年度に引き続き、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止、一般労働条件確保・改善対策並びに労働安全衛生対策を柱として、長時間労働が懸念される事業場、法定労働条件の履行確保が懸念される事業場、労働災害の多発している工場、建設現場などを主な対象として、監督指導を実施することとしており、特に、時間外労働・休日労働時間が1か月80時間を超えるような事業場に対しては、把握した事業場の全数に対して監督対象とするほか、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処することとしています。

## 平成28年の申告事案処理状況について

監督課 054-254-6352

申告受理件数：714件 (対前年比92件、14.8%増)

事項別内訳 (事案により重複)

- 賃金不払：603件 (前年比 89件、17.3%増)
- 解雇：103件 (前年比 2件、2.0%増)
- その他：209件 (前年比 50件、14.3%増)

主な業種別内訳 (カッコ内は全体に占める割合)

- 製造業：117件 (16.4%)
- 建設業：102件 (14.3%)
- 運輸交通業：55件 (7.7%)
- 商業：123件 (17.2%)
- 接客娯楽業：98件 (13.7%)
- 派遣業：66件 (9.2%)

静岡労働局管内各労働基準監督署では、平成28年に労働者からの申告に基づき、641の事業場に対し、監督 (以下「申告監督」という) を行い、このうち457事業場に違反が認められました (違反率71.3%。前年比0.8ポイント減)。

申告処理では、労働基準監督署の労働基準監督官が、労働者が申し立てた内容の事実の確認を行い、違反がある場合には、当該事業主に対して是正勧告を行います。是正が確認されると、申告処理を終了します。

静岡労働局及び管下労働基準監督署においては、今後とも、賃金不払や解雇は労働者の生活に重大な影響を与える問題であることから、これらに関する申告事案は優先的に処理し、早期の解決を図っていきます。



静岡労働局は、働き方改革の一環として、静岡県非正規雇用労働者待遇改善支援センターを平成29年4月に開設いたしました。

当センターは、処遇改善に向けた賃金規定や就業規則制定、教育訓練や各種評価制度の導入等幅広く相談を受け付けます。問い合わせ後は、まず、専門家により企業が現状抱えている課題を把握し、必要に応じて具体的な改善計画を企業に提示します。その上で、実施状況を確認して更に細やかなコンサルティングを行ったり、実施した改善計画の効果や課題を検証したりと、悩みの解決に尽力いたします。

問い合わせ先

電話相談 054-252-3065  
 FAX 相談 054-252-3001  
 Web相談 <http://taigukaizen.com>  
 窓口相談 葵区御幸町8-1 JADEビル6F  
 (※完全予約制 9:00~17:00 土日祝日休)  
 ※当センターは(株)東海道シグマへの委託・運営となります。相談は無料です。

**「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」が開催されました**

職業安定課 054-271-9950

職業安定部と県内のがん拠点病院等12病院（連携病院数が全国1位）は、6月2日（金）に長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援を目的とした協議会を開催しました。

協議会では、ハローワーク担当者や医療関係スタッフ等約50人が出席し、病院の相談支援センターにおいて就職を希望する相談があった場合などの対応とハローワークとの連携方法等について、それぞれの立場から意見交換を行い、それぞれの役割等についても把握することができました。

また、労働基準部健康安全課及び雇用環境・均等室からは、治療をしながら就労の継続を希望する相談者に対しての相談窓口の案内や、事業所に対しての両立支援に対する個別支援の方法等についての情報共有を図りました。

なお、長期療養者の相談者には、障害者手帳を所持する方も、少なからずいらっしゃるということから、障害者支援施設からの生活支援と就労支援についての講演も併せて行い、今後の長期療養者の積極的な就職・就労支援に向けて、関係機関が一体となって取組むための第一歩に繋がる協議会となりました。



平成29年度長期療養者就職支援担当者連絡協議会の様子

**労働局からのお知らせ**

**無期転換ルール**

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

安心して働く「無期転換ルール」  
 ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

詳しくは無期転換ポータルサイトへアクセス！  
<http://muki.mhlw.go.jp/>

有期契約労働者の  
 無期転換  
 ポータルサイト



《申込み・お問い合わせ》  
 静岡労働局 雇用環境・均等室 電話：054-252-5310 FAX:054-252-8216

# STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

健康安全課 054-254-6314



職場における熱中症で亡くなる方は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。静岡県においても平成20年から28年までに熱中症で4日以上休んだ人は125人に及んでおり、このうち13人が亡くなっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では労働災害防止団体などと連携して「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

各事業場でも、事業者、労働者の皆様のご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう。

## キャンペーン期間中の実施事項（5月～9月）

### ステップ1

暑さ指数（WBGT値）の把握  
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



### ステップ2

測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- 暑さ指数を下げるための設備の設置
- 休憩場所の整備
- 涼しい服装等
- 作業時間の短縮
- 熱への順化
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく措置
- 日常の健康管理等
- 労働者の健康状態の確認

### ステップ3

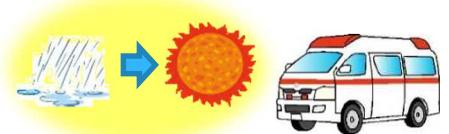
熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか



## 重点取組期間中の実施事項（7月）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 異常を認めたとときは、ためらうことなく救急車を呼びましょ。

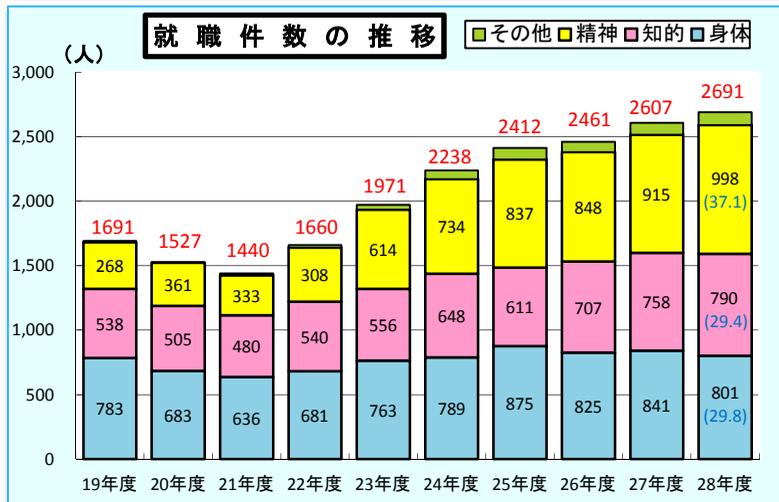


詳細は静岡労働局ホームページをご覧ください。

[http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/enzen\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120012.html](http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/hourei_seido/_120012.html)

## 障害者の就職状況について

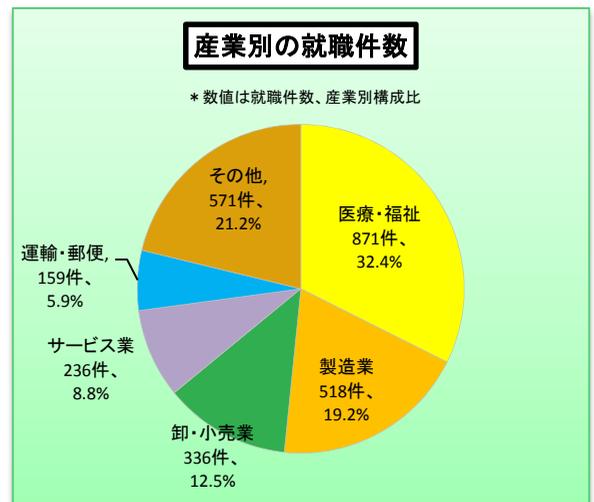
職業対策課 054-271-9970



ハローワークを通じた就職件数は、平成22年度から7年連続で増加し**2,691件（対前年度比3.2%増）**と6年連続で過去最高を更新しました。

また、精神障害者の就職件数が増加し、身体障害者の就職件数を3年連続で上回りました。

産業別の就職状況は、医療・福祉871件がもっとも多く、全体の32.4%を占めている。次いで、製造業の518件19.2%、卸・小売業336件12.5%、サービス業236件8.8%の順となっている。



**外国人雇用はルールを守って適正に** ～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～

毎年6月を政府全体で取り組む「外国人労働者問題啓発月間」とし、厚生労働省では、事業主等を始め、広く国民一般を対象として、外国人雇用状況届出制度の周知、外国人指針に基づく適正な雇用管理と労働条件及び安全衛生の確保、不法就労防止などを中心に、外国人雇用の基本ルールについて、周知、啓発、指導等を集中的に行っています。

外国人を雇用する際のポイントをまとめたパンフレットがあります。(厚生労働省HP) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000165355.html>

**外国人労働者の雇入れ・離職の際にはハローワークへの届出が必要です！(外国人雇用状況の届出について)**

**雇用保険の被保険者である外国人の場合**

雇用保険被保険者資格取得届(喪失)届に、在留資格・在留期限・国籍等を記載して届け出て下さい。

**雇用保険の被保険者でない外国人の場合**

雇用保険被保険者資格取得届(喪失)届に、在留資格・在留期限・国籍等を記載して届け出て下さい。

雇入れの場合は翌月10日まで、離職の場合は被保険者でなくなった日の翌日から10日以内

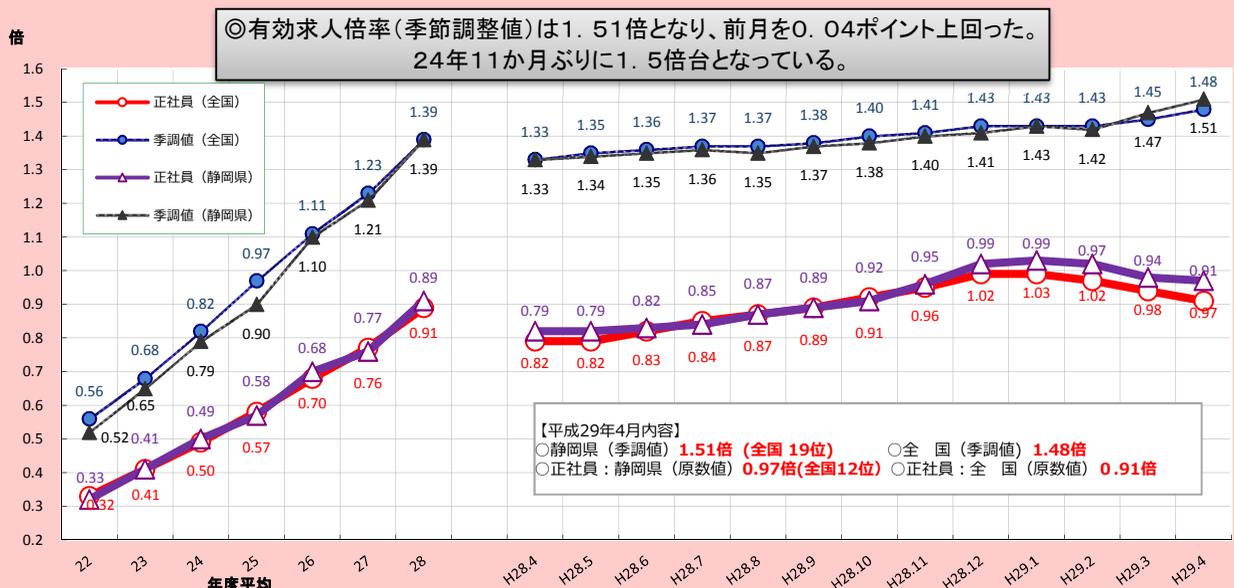
雇入れ・離職とも翌月末日まで

**高度人材ポイント制について**

高度人材に対するポイント制による優遇制度では、平成24年5月7日より開始された高度人材(現在でも就労が認められている外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる者)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。制度の詳細、外国人雇用状況届出に関しては、以下を参照願います。

ポイント制度について(法務省入国管理局HPをご参照ください。) [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_3/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)

**静岡県有効求人倍率(平成29年4月内容)**



	H29年		前年同月
	5月発生分	累計	
製造業	2	5	5
建設業	0	0	5
運輸業	0	3	3
農林業	0	0	0
その他	0	1	1
合計	2	9	14

平成29年5月31日現在

**発行**

静岡労働局 雇用環境・均等室  
 〒420-8639  
 静岡市葵区追手町9番50号(静岡地方合同庁舎3階)  
 TEL <054>254-6320  
 FAX <054>254-6543  
 <HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>